

令和6年8月26日

利用者様  
ご家族様

支援センター中  
所長 鎌田 浩二

## 台風・地震・大雨における臨時休業の発令基準の変更について

平素は当センターの運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、台風・地震・大雨に際して、利用者様の安全確保のため、従前の台風のみの基準を改め、下記のような基準を設けて対応いたします。

(前日の時点)

事前に暴風警報・暴風雪警報・特別警報の発令の恐れ、及び公共交通機関の計画運転が決定し、事業所の営業が難しい場合、所長の判断で臨時休所を決定することがあります。  
臨時休所が決定した場合、すみやかに家族会連絡網または、職員から利用者様・ご家族様に連絡させていただきます。

(朝7時の時点) ※NHKのニュース等でご確認ください。

- ① 朝7時の時点で大阪府に暴風警報・暴風雪警報または特別警報が発令された場合
- ② JR大阪環状線と大阪メトロの両方が運休している場合
- ③ 地震に係る警戒宣言が発令している場合
- ④ 東成区及びお住まいの地域において河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」以上の発令があった場合

\*①②③④の内 1つでも該当する場合は、自宅待機とします。

(朝11時の時点) NHKのニュース等でご確認ください。

- ① 朝11時の時点で大阪府に暴風警報・暴風雪警報または特別警報が解除された場合
- ② JR大阪環状線と大阪メトロの両方が運行している場合、
- ③ 地震に係る警戒宣言が解除している場合
- ④ 東成区及びお住まいの地域において河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」以上の発令が解除された場合

\* ①②③④すべてが解除又は該当交通機関が運行している場合は、午後1時から開所します。

昼食は準備できませんので、食事を済ませてから通所または送迎車を利用してください。

\* ①②③④1つでも解除されず又は該当交通機関が運休している場合は、休所とします。

(利用中に警報の発令及び交通機関の運休等が生じた場合について)

・利用中に暴風警報・暴風雪警報・特別警報の発令、または交通機関の運休の恐れが生じた場合、利用者様及びご家族様に連絡し、すみやかに降所とします。ご家族様には、連絡が取れる体制にご協力をお願いします。

・大阪市 HP、おおさか防災ネット等で情報を収集し、所長の判断で安全に配慮し、すみやかに降所対応を取ることがあります。

・ご家族様と連絡が取れない場合については、支援センター<sup>中</sup>で一時待機とします。状況に応じては、ご家族様にお迎えにきていただくことがあります。

(その他)

暴風警報・特別警報等の発令がされなくても、悪天候及び交通機関の遅延等の影響でセンターを利用が困難と判断をされた場合は、無理をせず、利用を見合わせてください。